



業務災害総合保険

自由設計型（ハイパー任意労災）

パンフレット 兼 重要事項説明書

AIG損保



万一の労災事故発生時に、
従業員への見舞金として、
入院補償・死亡補償などをご提供します。
事業者の訴訟対策として、
弁護士費用や損害賠償責任も補償します。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは



今や、過労やうつ病などの病気も労災認定され、
高額な訴訟事案が発生するなど、
企業にとって労働災害の問題は深刻です。
各種見舞金をはじめ、充実の付帯サービスや、
弁護士費用・賠償金の補償がお役に立ちます。
様々な雇用形態の従業員を補償します。

オーダーメイドで組み立てる保険契約



CONTENTS

はじめに	1
保険のしくみ(補償対象者の範囲など)	3
補償内容	5
従業員のケガなどの補償	5
業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	9
病気の補償	11
付帯サービス	17
重要事項説明書	21

3つの特長

貴社で働く方を幅広く補償します

事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や、派遣社員、製造業などの構内下請作業員なども、補償の対象とすることができます。

P.4 補償対象者の範囲 ▶

労災認定を待たずに保険金をお支払いします

病気の補償など一部の補償を除き、保険金はご契約企業(被保険者)にお支払いします。受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やご遺族にお支払ください。

(注)労災認定が必要な補償もあります。また、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

1



貴社の事業内容および売上高から 保険料を算出します

保険期間中に従業員数が増えても人数の報告や精算は不要で、自動的に補償します。

P.4 保険料の算出等について ▶

2



3

保険のしくみ

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)について

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)は、ご契約企業を被保険者(保険の対象となる方)とし、従業員で、従業員の業務外でのケガや病気も補償します。またご契約企業の賠償責任についても補償します。

が被った業務災害に対するご契約企業の災害補償責任を総合的に補償する保険です。業務災害に加え貴社で働く従業員のみなさんはもちろん、下請負人やパート・アルバイトの方まで幅広く補償します。

従業員のケガなどの補償

■ 主な保険金

- 死亡補償保険金 必須
- 入院補償保険金
- 通院補償保険金
- 医療費用補償保険金
- 後遺障害補償保険金
- 手術補償保険金
- 入院補償一時金
- 休業補償保険金

■ 補償の範囲を拡げる特約

- 地震・噴火・津波危険補償特約
- 入院補償保険金等支払条件変更特約(入院延長1200日用)
- フルタイム補償特約
- 入院補償保険金等支払条件変更特約(通院延長180日用)
- 事業主・役員フルタイム補償特約

■ 補償の範囲を狭める特約

- 通院による医療費用補償対象外特約
- 事業主・役員補償対象外特約

■ 事業主の費用などに関する保険金

- 災害付帯費用補償保険金
- 葬祭見舞金

業務災害に関する企業の賠償責任などの補償

■ 労務トラブルの初期対応の補償

- 事業主相談費用等保険金

■ 使用者賠償責任の補償

- 使用者賠償責任補償特約
- 使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)

病気の補償

■ 病気入院を補償する保険金

- 疾病入院医療費用保険金
- 疾病入院医療保険金
- 疾病入院療養一時金

■ がん通院を補償する保険金

- がん通院治療費用支援保険金

ご契約企業向けの付帯サービス

■ 日々の健康やメンタルヘルスの相談窓口に

- 24時間電話健康相談
- 介護相談ホットライン
- メンタルケアカウンセリングサービス

■ 企業の福利厚生制度に

- 生活習慣病サポートサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- がん治療と仕事の両立支援サービス
- からだの健康チェック
- 二次検診機関の手配・紹介サービス
- ロボケアサービスwith『HAL®』

■ 労務トラブルに対しての企業の相談窓口に

- 社長のための労務相談ホットラインサービス

補償対象者の範囲

貴社の業務に従事する方を幅広く補償します。

貴社のニーズに応じて、補償の対象とする方を 001 002 003 の3つのグループから組み合わせてご契約いただけます。

001 グループ

事業主、法人役員および被用者^(※)の方全員を補償

^(※)「被用者」とはご契約者の業務に従事し、その労働の対価として賃金の支払いを受ける方をいいます。
正社員、パート、アルバイト、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。

002 グループ

建設業および貨物自動車運送事業における下請負人およびその被用者の方を補償

003 グループ

001 002 のグループ以外でご契約者の管理下にある方^(※)を補償

^(※)「管理下にある方」とは、以下のいずれかの方をいいます。

- ご契約者が所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接の契約(請負・委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事する方
- 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、ご契約者に派遣された派遣労働者の方
- ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

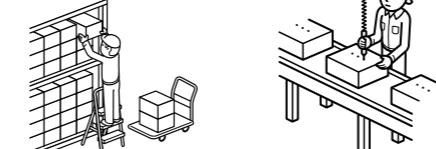
(例) 製造業の場合

001 貴社

事業主、法人役員、社員、
パート、アルバイト

003 協力会社 003 人材派遣会社

構内
下請作業員
派遣社員



貴社の施設内で
作業する請負作業員
貴社の製造ラインに
従事する派遣労働者

(例) 建設業の場合

001 貴社

事業主、法人役員、社員、
パート、アルバイト

002 1次下請

現場作業員

002 2次下請

現場作業員

貴社の建設現場の下請作業員

一人親方
現場作業員

現場警備員・
清掃作業員など

2次下請
現場作業員

現場警備員・
清掃作業員など

工事現場の
警備員・清掃作業員など

「ハイパー任意労災」は、
経営事項審査(労働福祉の状況:W1)の加点対象(2019年3月現在)です。

保険料の算出等について

■ ハイパー任意労災は、貴社の事業内容および売上高から保険料を算出する方法を採用しています。

契約時には事業内容と売上高を確認させていただきますので、労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。

■ ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。

■ 保険料は全額損金処理が可能です。

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。

※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2019年3月現在)

補償内容

従業員のケガなどの補償

仕事中に被ったケガから業務を原因とする病気まで幅広く補償します。



補償対象者(従業員の方など)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。

「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて180日(医療費用補償保険金のみ365日)の間がお支払いの対象です。

補償の対象となるケガなど

●業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ

(骨折、やけどなど)

有毒ガス・有毒物質による急性中毒および業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。

●業務遂行に伴い生じた日射病、熱射病などの症状

●業務上疾病

(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)

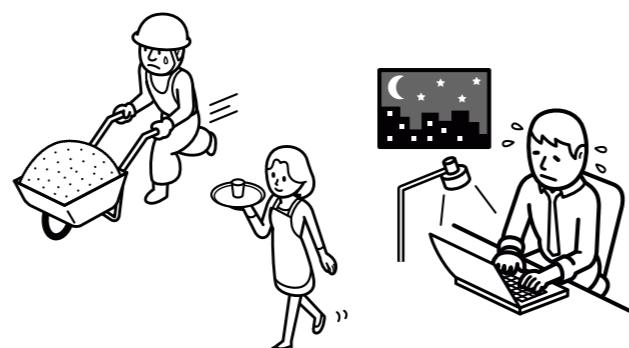
業務を原因とする病気を補償します。

ただしアスベストが原因の病気、塵肺症を除きます。

なお、対象となる保険金およびお支払いの条件は、次のとおりです。

- 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。
- 入院補償保険金・入院補償一時金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。

●労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど



主な保険金

■ 死亡補償保険金

必須

ケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

(注)同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。

□ 後遺障害補償保険金

ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級～第14級)ごとに定めたご契約の保険金額をお支払いします。

□ 入院補償保険金

ケガなどにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき180日限度)

□ 手術補償保険金

ケガなどにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

- ① 入院中に受けた手術の場合
[入院補償保険金日額×10]
- ② ①以外の手術の場合
[入院補償保険金日額×5]

□ 通院補償保険金

ケガなどにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。
(同一の原因によるケガなどにつき90日限度)

(※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにはギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

□ 入院補償一時金

入院補償保険金をお支払いする場合で1泊2日以上入院したときに、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

□ 医療費用補償保険金

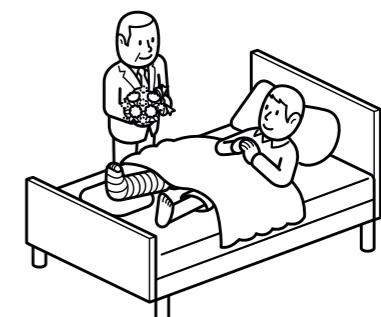
ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつきご契約の保険金額限度)

- 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用
- 入退院・転院のための交通費
- 医師の指示による薬剤、医療器具などの費用

(注)労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。

□ 休業補償保険金

ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき、就業不能となった日から起算してご契約の期間(30日・60日・90日・180日・1年・2年のいずれか)が限度)



△ 保険金をお支払いできない主な場合

次のケガなどに対しては、保険金をお支払いしません。

- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)(※)
- むちうち症・腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの(※)
- 入浴中の溺水(※)(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 次の事由により生じたケガなど
 - 故意または重大な過失
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
 - 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転
 - 戦争・革命・内乱・暴動
 - 放射線照射・放射能汚染

(※)葬祭見舞金は、お支払いします。

など

補償内容

従業員のケガなどの補償

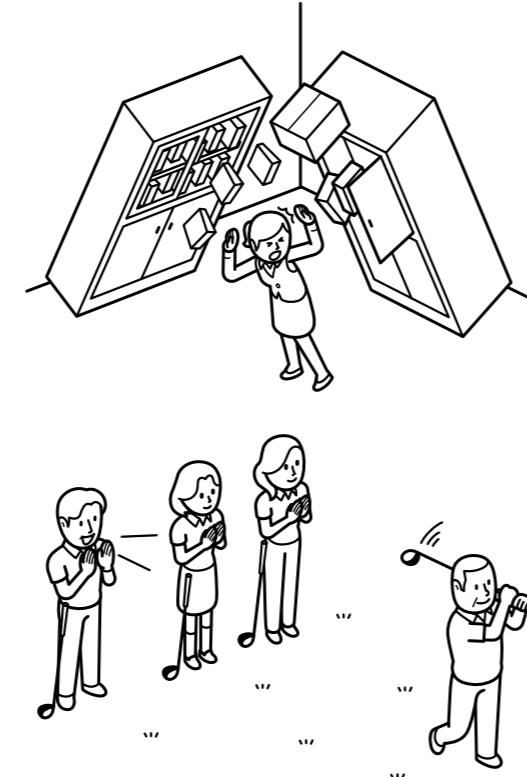
仕事中に被ったケガから業務を原因とする病気まで幅広く補償します。



補償の範囲を拡げる特約

地震・噴火・津波危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。



フルタイム補償特約

日常生活中や休暇中など、業務外でケガ(※1)をした場合も保険金をお支払いします。

(注)補償の対象となる方は、事業主、常勤(※2)の法人役員、社員および常勤(※2)のパート・アルバイトの方です。

(※1)有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

(※2)常勤とは、ケガ(※1)を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

事業主・役員フルタイム補償特約

フルタイム補償特約の補償の対象となる方を、事業主および常勤※の法人役員の方に限定した特約です。

※常勤とは、ケガを被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

入院補償保険金等支払条件変更特約(入院延長1200日用)

- 入院補償保険金:支払対象期間および支払限度日数を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院した場合などに限ります。
- 手術補償保険金:支払対象期間を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院または通院した場合などに限ります。
- 通院補償保険金:支払対象期間を、次の①から②までの間の期間に延長します。ただし、入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。
 - ① ケガなどを被った日
 - ② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

入院補償保険金等支払条件変更特約(通院延長180日用)

通院補償保険金の支払限度日数を180日に延長します。

また、入院補償保険金をお支払いする場合は、通院補償保険金の支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。

- ① ケガなどを被った日
- ② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

補償の範囲を狭める特約

通院による医療費用補償対象外特約

医療費用補償保険金をお支払いする場合のうち、入院をせずに受けた治療についてはお支払いしません。

事業主・役員補償対象外特約

補償対象者の範囲から、事業主・役員の方を除きます。

事業主の費用などに関する保険金

災害付帯費用補償保険金

死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第3級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

葬祭見舞金

業務中、業務外にかかわらずケガや病気で保険期間中に亡くなり、葬儀が行われることに対して、災害補償規定などに基づき貴社が遺族などに支払った見舞金を、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。

(注)補償の対象となる方は、事業主、常勤※の法人役員、社員および常勤※のパート・アルバイトの方です。

※常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

補償内容

業務災害に関する企業の賠償責任などの補償

労務トラブル発生時に、訴訟問題に発展させないよう弁護士に相談する費用を補償します。
また、万一の高額賠償から企業経営を守ります。



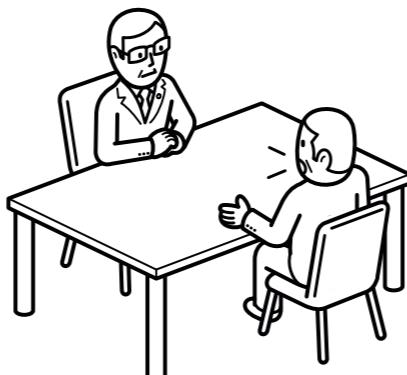
労務トラブルの初期対応の補償

事業主相談費用等保険金

従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に伴いケガや病気を被つたことにより、貴社が負う責任の有無やその対応について弁護士に相談し、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など
(1災害につき100万円限度)

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。
ただし、使用者賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。



使用者賠償責任の補償

従業員など補償の対象となる方が、保険期間中に業務により被ったケガや病気について、貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。

● 損害賠償金・争訟・弁護士費用など

(1災害につきご契約の保険金額限度)

- (注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。
- (注2) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員(一人親方を含みます。)などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限ります。
- (注3) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。
労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。

下記より、いずれか1つの補償を選択いただけます。

使用者賠償責任補償特約

従業員など補償の対象となる方が業務に従事中または通勤途上で被ったケガや病気に対する貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)の損害賠償責任について、ご契約の保険金額を限度に補償します。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。



使用者賠償責任限定補償特約

(死亡のみ補償)

従業員など補償の対象となる方が業務に従事中または通勤途上で被ったケガなどに対する貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)の損害賠償責任について、死亡補償保険金をお支払いする場合に、ご契約の保険金額を限度に補償します。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要です。



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害賠償金や費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気、風土病
- 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気(個人事業主または役員等が損害賠償責任を負う場合)
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

など

補償内容

病気の補償(病気入院の補償)

従業員の福利厚生におすすめです。

個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。



病気入院を補償する保険金

従業員などの被保険者が保険期間中に発病した病気が補償の対象です。

業務中に発病した病気(精神障害や脳・心臓疾患など)に加え、

日常生活で発病した病気も補償します。

病気入院医療費用保険金

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などをを利用して入院を開始した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目の月の末日までに負担した次の費用などを支払います。

(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・80万円・100万円のいずれか)が限度)

・入院時の治療費

入院による医療費の3割自己負担分を支払います。
お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

・食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分を支払います。

・差額ベッド代

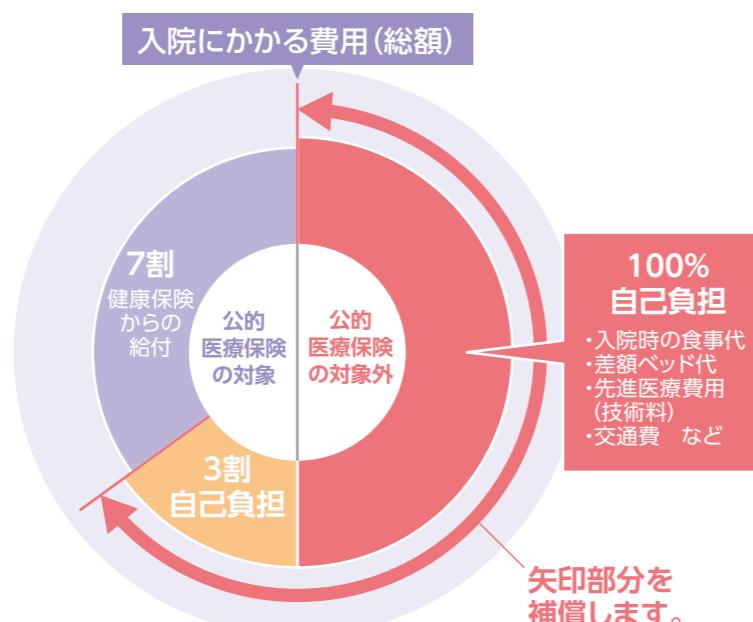
差額ベッド代を[1万円×入院日数]を限度にお支払います。
ただし、医師の指示、他の病室が空いていなかったなどの「治療上の必要性」があった場合にはこの限度額を超えて自己負担となつた額をお支払います。

・先進医療費用

先進医療(※)を受けた場合に、先進医療の技術料を支払います。通院の場合も対象となります。

(※)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにて、ご確認いただけます。

なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。



病気入院医療保険金

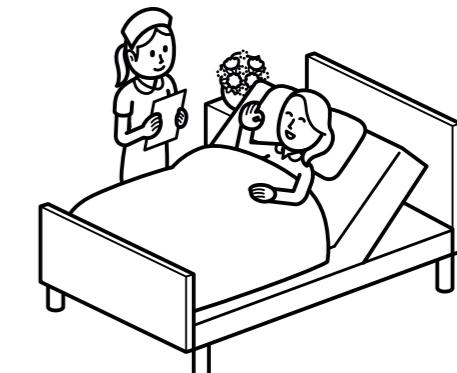
保険期間中に入院を開始した場合に、[ご契約の保険金額×入院日数]をお支払いします。

(1回の入院につき、ご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)が限度)

病気入院療養一時金

ご契約時に定めた入院日数(5日・15日・30日のいずれか)以上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

(同一の病気につき1回限度)



保険金をお支払いできない主な場合

次の病気などに対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気
ただし既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの
- 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)
- 次の事由により生じた病気
 - 故意または重大な過失
 - アルコール依存・薬物依存
 - 自殺行為
 - 戦争・革命・内乱・暴動
 - 放射線照射・放射能汚染

など

補償内容

病気の補償(病気入院の補償)

従業員の福利厚生におすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。



ご契約時のご注意

病気を補償する特約の補償対象者の範囲について

ご注意 病気を補償する特約については、事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイトの方が対象となります。

対象 事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイト

対象外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

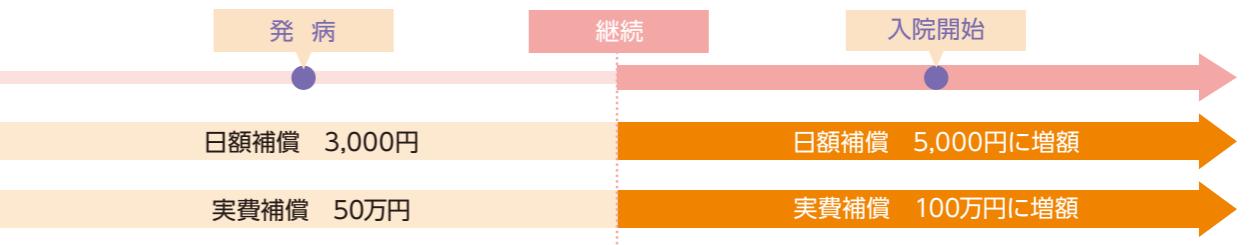
※常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■ 事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

ご継続時における補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)3,000円を5,000円に増額し、疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合



保険金のお支払いについて

日額補償:1日につき3,000円のお支払いとなります。
実費補償:1回の入院につき50万円が限度となります。

退院して数か月後に再発した場合の支払いについて

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再びその病気の入院治療が必要となった場合には、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円ご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。
※疾病入院医療保険金(日額補償)、疾病入院療養一時金(一時金)も同様にお支払いします。

保険金のお支払いについて

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。

補償内容

病気の補償(がん通院の補償)

従業員の福利厚生におすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。



がん通院を補償する保険金

がん通院治療費用支援保険金

保険期間中に発病し、診断確定された原発性がん(※1)の治療(※2)を直接の目的として公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用して日本国内で通院をした場合または先進医療を受けた場合に、支払対象期間中(※3)に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき300万円が限度)

・通院時の治療費

通院による医療費の3割自己負担分をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

・先進医療費用

先進医療(※4)を受けた場合に、先進医療の技術料および先進医療を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。入院の場合も対象となります。

(※1)原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。

(※2)原発性がんおよびその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいいます。

(※3)支払対象期間とは、次のア.およびイ.の期間をいいます。

ア. 原発性がん(※1)が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を越った日までの期間

イ. 原発性がん(※1)が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間

(※4)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認いただけます。なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。

病気を補償する特約の補償対象者の範囲について

ご注意 病気を補償する特約については、事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイトの方が対象となります。

対象 事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイト

対象外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

※常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■ 事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

△ 保険金をお支払いできない主な場合

保険期間が始まる前に、既に発病していた原発性がんおよびその再発・転移に対しては、保険金をお支払いしません。
ただし、保険期間が始まる前に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。

①保険期間開始日からその日を含めて2年を過ぎた日の翌日以降に診断確定された場合

②次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合

・保険期間が始まる前に、医師の診察を受けたことがない。

・保険期間が始まる前に、健康診断・人間ドック・がん検診などによる異常の指摘を受けたことがない。

ご契約時のご注意

保険期間の開始前に発病または診断確定された原発性がんについて

ご注意 保険期間が始まる前に発病または診断確定されていた原発性がんの治療を目的とする通院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



※ただし、保険期間が始まる前に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

①保険期間開始日からその日を含めて2年を過ぎた日の翌日以降に診断確定された場合

②次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合

・保険期間が始まる前に、医師の診察を受けたことがない。

・保険期間が始まる前に、健康診断・人間ドック・がん検診などによる異常の指摘を受けたことがない。

転移により生じたがんについて

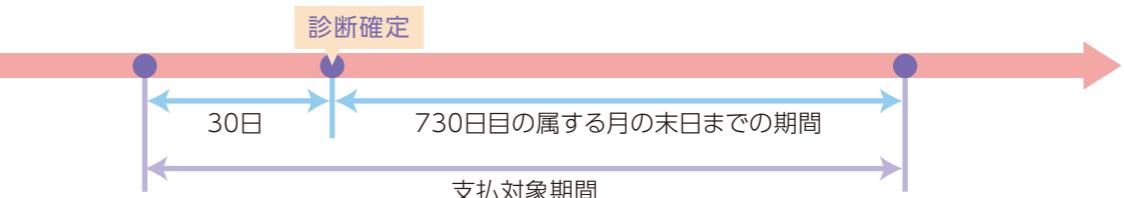
ご注意 保険期間が始まる前に発病または診断確定されたがんの治療、またその再発・転移により生じたがんの治療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

支払対象期間について

ご注意 支払対象期間とは、次のア.およびイ.の期間をいいます。

ア. 原発性がんが診断確定された日の前日からその日を含めて30日を越った日までの期間

イ. 原発性がんが診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間



保険金のお支払いについて

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。

付帯サービス

ご契約企業向けの付帯サービス

事業主、従業員とそのご家族を日常的にサポートします。



■日々の健康やメンタルヘルスの相談窓口に

① 24時間電話健康相談



- 夜中に受診できる病院を知りたい。
- ケガの応急手当て、どうしたらいいの？
- ストレスがたまり、精神的にまいっている。
- 飲んでいる薬の副作用について知りたい。

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ（医師、保健師、看護師など）がお電話でアドバイスします。
事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

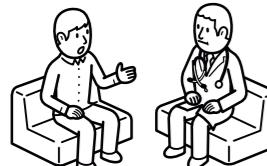
② 介護相談ホットライン



- 親の介護と仕事の両立についてアドバイスをもらいたい。
- ケアマネジャーとの意思疎通について教えてほしい。
- 介護認定手続きと介護保険について知りたい。

働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスいたします。
事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

③ メンタルケアカウンセリングサービス



- 人前に立つのが怖い。
- 理由もないのに突然不安になり、胸がドキドキする。
- ゆううつで気分がすぐれない。
- 夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

電話によるカウンセリング（原則回数制限なし）
電話によるカウンセリングを提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地域や、訪問時間を気にすることなく、初期段階から気軽にカウンセリングを受けることが可能となります。
面談カウンセリング（年間3回まで利用可能）
日本各地のカウンセリングルームにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。
事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

① 24時間電話健康相談 ② 介護相談ホットライン ③ メンタルケアカウンセリングサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- 死亡補償保険金を1,500万円以上セット
- 病気の補償のいずれかの保険金をセット
(疾病入院医療費用保険金、疾病入院医療保険金、疾病入院療養一時金)
- 事業主相談費用等保険金をセット

■企業の福利厚生制度に

④ 生活習慣病サポートサービス



- 生活習慣病を悪化させない方法を聞きたい。
- 糖尿病の専門医療機関を知りたい。
- 血糖値が高くなつたので相談したい。
- 健康診断で高血圧と言われたので心配。

糖尿病をはじめとする生活習慣病の専門知識を有する保健師・看護師などの相談スタッフが生活習慣病について電話によるご相談をお受けします。
また、日本の糖尿病治療を代表する優秀糖尿病臨床医※の手配・紹介や、糖尿病の専門医療機関情報の提供を行います。
※ティーベック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

⑤ セカンドオピニオンレンジサービス



- 他の治療方法はないのか、相談したい。
- 手術することになったが、他に選択肢はないの？
- 先進医療が必要らしい。どうしたらいいの？
- 専門医の意見を聞きたい。

日本の医学界の各専門分野を代表する医師※（総合相談医※）が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見（セカンドオピニオン）を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、優秀専門臨床医※の紹介（紹介状の作成）もします。状況に応じて、電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。
※ティーベック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

⑥ がん治療と仕事の両立支援サービス



- 復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。
- 育児と治療や看護を両立するための支援制度について知りたい。
- がんによる休職期間の目安を知りたい。

社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに罹患された方へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保険制度のご案内をお電話にて行います。面談による相談も、東京3ヶ所、大阪1ヶ所で提供します。

人事労務ご担当者
がんに罹患された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスを行います。

事業主・役員・従業員とそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

※事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限りります。

付帯サービス

ご契約企業向けの付帯サービス

事業主、従業員とそのご家族を日常的にサポートします。



⑦ からだの健康チェック



Webサイトによる健康チェックサービスを提供します。質問に回答することで「がん罹患リスク」や「脳卒中発症リスク」がチェックできます。疾病リスクの診断後は、個人にあったアドバイスや動画等による学習コンテンツが提示されるので、生活習慣の改善に役立ちます。

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

⑧ 二次検診機関の手配・紹介サービス



- 自覚症状はない。
精密検査を受けないとダメ?
- 要精密検査!?
病気なのか不安。
- どこの医療機関で
二次検診を受ければいいの?

健康診断の結果に不安のある方や、要精密検査と判定された方などに、お電話にてご不安・ご不明な点についてアドバイスします。

また、要精密検査等の方には、地域や検査項目などにあわせ医療機関を手配・紹介します。

二次検診ネットワークは、臨床検査受託事業や健診事務代行サービスを手掛ける(株)LSIメディエンスが提携する健診機関や医療機関のネットワークです。

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

④ 生活習慣病サポートサービス

⑤ セカンドオピニオンアレンジサービス

⑥ がん治療と仕事の両立支援サービス

⑦ からだの健康チェック

⑧ 二次検診機関の手配・紹介サービス

は、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- 疾病入院医療費用保険金を50万円以上セット
- 疾病入院医療保険金を5,000円以上セット

■ 労務トラブルに対しての企業の相談窓口に

⑨ 社長のための労務相談ホットラインサービス



- メンタル不調の社員にはどう対応したら良い?
- 休職中の連絡や待遇は?
- 職場復帰の対応は?

臨床心理士や社会保険労務士などが、休職者・復職者への対応に関するアドバイスや就業規則上の問題解決のためのアドバイスを電話で行います。

心身不調を訴える従業員への対応については、早めに専門家のアドバイスを受けることが重要です。
うつ病などの疑いがある場合、正しい知識を持ち慎重に接することで、症状の改善につながるケースがあります。

⑨ 社長のための労務相談ホットラインサービスは、ご契約の内容が次の場合にご利用いただけます。

- 事業主相談費用等保険金をセット

①～⑨のサービスについて

- これらのサービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。
- サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- 国外で発生した症状や受けた診療などに関する相談および国外からの相談などはお受けできません。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

⑩ ロボケアサービスwith『HAL®』

ご契約中の事故で、自立歩行が困難となる後遺障害を被った方へ、以下のサービスを無料でご提供します。

- ・『HAL®』によるトレーニングに向けたロボケアセンターの紹介
- ・初回カウンセリング
- ・『HAL FIT®』トレーニング(最大10回分)

※『HAL®』によるトレーニングの詳細については、サイバーダイン社のホームページ(<https://www.cyberdyne.jp/>)でご確認ください。

また、当サービスは実質的な機能回復を保証するものではありません。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

ロボケアサービスwith『HAL®』のご利用にあたってのご注意

- 当サービスはサイバーダイン社との提携に基づき各地区的ロボケアセンターにより提供します。トレーニングに関する詳しい内容は、各ロボケアセンターのホームページをご覧ください。
- 当サービスのご利用には諸条件があります。ご利用の際には専用チラシをご覧ください。
- サービスの内容は事前のご案内なく変更または終了する場合があります。

業務災害総合保険をご契約いただくお客さまへ

2019年10月1日以降保険始期契約用
2019年7月版

重要事項説明書

(注)保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、業務災害総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項**注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて、取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。

なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともに届けします。

このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」^(※)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

●この書面に記載の事項を補償対象者の方々に必ずご説明ください。

●ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明

普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されており、ご確認ください。

用語	ご説明
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
危険	損害などの発生の可能性をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
き 業務に従事中	<p>次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法などの規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。</p> <p>ア.補償対象者が職務など^(※1)に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間</p> <p>イ.上記ア.にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員など^(※2)である場合における職務など^(※1)に従事している間とは、役員など^(※2)としての職務に従事している間^(※3)で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。</p> <p>(ア)被保険者の就業規則などに定められた正規の就業時間中^(※4)</p> <p>(イ)被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間</p> <p>(ウ)被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間</p> <p>(エ)取引先との契約、会議^(※5)などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間</p> <p>ウ.上記ア.およびイ.にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭(よう)車運転者およびその傭(よう)車運転者の構成員である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間^(※6)^(※7)をいいます。</p> <p>(※1)被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。</p> <p>(※2)事業主または役員をいいます。</p> <p>(※3)通勤途上を含みます。</p> <p>(※4)休暇中を除きます。</p> <p>(※5)会食を主な目的とするものを除きます。</p> <p>(※6)被保険者以外の者から請け負ったまたは委託された貨物の積込みおよび積卸しのために逸脱した経路を運行または輸送する間^(※7)を除きます。</p> <p>(※7)貨物の積込み・積卸し作業中を含みます。</p>
こ ご契約者	弊社に保険の申込みをする方で、保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。

用語	ご説明
し 下請負人	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>①建設業においては、建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者(建設業を営む者)と締結された下請契約における請負人(数次の請負による請負人を含みます。)</p> <p>②貨物自動車運送事業においては、貨物自動車運送事業法第2条第1項にいう貨物自動車運送事業を営む者と締結された請負契約における請負人(数次の請負による請負人を含みます。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合の受託人を含みます。)</p>
た 他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。
ち 賃金	労働基準法第11条にいう賃金をいいます。
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ 被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ 普通保険約款	契約手続きなどに関する原則的な事項を定めたものです。
ほ 保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
補償対象者	補償の対象となる方をいいます。
む 無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
や 役員	<p>会社法上の取締役・会計参与・監査役をいいます^(※)。</p> <p>(※)以下の者を含みます。</p> <p>①法人税法に定める役員(執行役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の方で法人の経営に従事している方のうち政令で定める者)</p> <p>②相談役、顧問、その他これらに類する方で、その法人内における地位、行う職務により判断して、他の役員同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者</p> <p>③使用者としての雇用契約を解消して退職し、新たに委任契約を締結した執行役員</p> <p>④その他保険証券記載の者</p>

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み

契約概要

●「業務災害総合保険」は、ご契約者(保険契約者)を被保険者(保険の対象となる方)とし、補償の対象となるご契約者の従業員の方などが被った業務災害に対するご契約者の災害補償責任を総合的に補償する保険です。基本的な保険金は補償の対象となる方またはその遺族の補償に充てるため、被保険者であるご契約者にお支払いしますが、ご契約者がお受け取りになる保険金は、一部の補償を除きその全額を補償の対象となる従業員の方、またはご遺族などにお支払いいただかなくてはなりません。

●基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償 (従業員のケガの補償)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)					
死 亡	従業員のケガなどの補償	入院補償一時金 支 払 特 約	休業補償保険金 支 払 特 約	災害付帯費用 補 償 特 約		
後 遺 障 害		葬祭見舞金 支 払 特 約	地震・噴火・津波 危険補償特約	フルタイム 補 償 特 約		
入 院	業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	事業主相談費用等 補 償 特 約	使用者賠償責任 補 償 特 約	使用者賠償責任 限 定 補 償 特 約 (死亡のみ補償)		
手 術 <small>(※1)</small>	病気の補償	疾病入院医療費用 補 償 特 約	疾病入院医療保険金 支 払 特 約	疾 病 入 院 療 養 一時金支払特約		
通 院		がん通院治療費用 支 援 特 約				
医 療 費 用						

(※1)手術補償保険金は入院補償保険金とセットになります。

(※2)「疾病入院医療費用補償特約」をセットする場合のみセットできます。

●この保険における補償対象者は、次のとおりです。

●申込書および保険証券には、補償対象者番号ごとにお申し込みいただいた内容に応じた保険金額・日額などが記載されていますのでご確認ください。

補償対象者番号	補償対象者の範囲
001	事業主、法人役員および被用者 ^(※) の方全員を補償 (※)「被用者」とはご契約者の業務に従事し、その労働の対価として賃金の支払いを受ける方をいいます。正社員、パート、アルバイト、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。
002	建設業および貨物自動車運送事業における下請負人およびその被用者の方を補償
003	001・002 のグループ以外でご契約者の管理下にある方 ^(※) を補償 (※)「管理下にある方」とは、以下のいずれかの方をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者が所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接の契約(請負・委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事する方 ●「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、ご契約者に派遣された派遣労働者の方 ●ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

(2)基本となる補償および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

以下の基本となる補償および保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合は、P.5-16をご確認ください。
詳しくは、「保険の約款」の業務災害補償特約をご参照ください。

死 亡 補 償 保 険 金	後 遺 障 害 補 償 保 険 金	入 院 補 償 保 険 金	手 術 補 償 保 険 金	通 院 補 償 保 険 金	医 療 費 用 補 償 保 険 金
------------------	----------------------	------------------	------------------	------------------	----------------------

② 主な特約の概要 契約概要 注意喚起情報

以下の主な特約の概要および保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合は、P.5-16をご確認ください。
特約の詳細および記載のない特約については、「保険の約款」をご参照ください。

従業員のケガなどの補償	入院補償一時金 支 払 特 約	休業補償保険金 支 払 特 約	災害付帯費用 補 償 特 約
	葬祭見舞金 支 払 特 約	地震・噴火・津波 危険補償特約	フルタイム 補 償 特 約

業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	事業主相談費用等 補 償 特 紺	使用者賠償責任 補 償 特 紺	使用者賠償責任 限 定 補 償 特 紺 (死亡のみ補償)
----------------------	---------------------	--------------------	------------------------------------

病気の補償	疾病入院医療費用 補 償 特 紺	疾病入院医療保険金 支 払 特 紺	疾 病 入 院 療 養 一時金支払特約
	がん通院治療費用 支 援 特 紺		

【葬祭見舞金支払特約、フルタイム補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約、疾病入院療養一時金支払特約、がん通院治療費用支援特約についてのご注意】

●補償の対象となる方は、補償対象者番号001のうち、事業主、常勤^(※)の法人役員、社員および常勤^(※)のパート・アルバイトの方です。

(※)常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

③ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要 注意喚起情報

保険金額の設定にあたっては、次のa.~c.にご注意ください。

- お客様が実際に契約する保険金額・日額については、保険申込書の保険金額・日額欄や「保険の約款」などでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。また、現在の事業内容や他の保険契約の有無により、保険金額・日額を制限させていただくことがあります。保険金額・日額は、ご契約者の災害補償規定などに定める金額を基準として適正な額となるように設定してください。
- 各特約のセットの可否および保険金額などの設定には、それぞれ他の特約もしくは補償対象者との関係により、一定の制限が定められています。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保険期間:原則1年(有期工事単独・JV(甲型共同企業体)契約の場合は、工事期間に合わせて3年以内の長期契約や1年未満の短期契約の設定が可能です。)

●補償の開始:保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)

●補償の終了:保険期間の終了日の午後4時

お客様が実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。

お客様が実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

●保険金額・日額 ●現在の事業内容 ●直近会計年度(1年間)の売上高・外注費など^(*) ●保険料払込方法 など

(*)ご確認させていただいた金額が実際の金額に不足する場合は、お支払いする保険金をその割合により削減させていただくことがあります。また、見込売上高などの予想数字に基づく保険料(暫定保険料)でご契約いただいた場合は、満期日(保険期間の終了日)の後に決算報告書などの必要書類をご提出いただきます。その書類に記載された売上高などの金額に基づいて算出された確定保険料と、既に領収した保険料(暫定保険料)との差額を精算(確定精算)させていただくことになります。なお、確定した売上高などの金額が見込売上高などの金額を下回る場合でも、保険料の返還が発生しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の主な払込方法は、次表のとおりです。他にクレジットカード払やコンビニ払があります。

ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払 ^{(*)1}	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	<input checked="" type="radio"/> ^{(*)2}	<input checked="" type="radio"/> ^{(*)2}	<input type="radio"/>
現金払	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

(*)1) 分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。有期工事単独・JV(甲型共同企業体)契約の場合は、分割払はご選択いただけません。

(*)2) 「初回保険料の口座振替に関する特約」がセットされたご契約に限ります。

【ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いいたしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

●保険料は、払込期日までに払い込んでください。

●次表の払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いいたしません。また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替		払込期日の翌々月末日 ^(*) まで	
現金払		払込猶予なし	払込期日の翌月末日まで

(*) ご契約者に故意もしくは重大な過失があった場合または一部の団体契約の場合は、翌月末日となります。

●保険料の払込猶予期間は、保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

必ずご確認ください

ご契約のご意向に基づき、弊社にて別紙申込書のとおり契約プランをご案内していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除することができます。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①保険料算出基礎(売上高・外注費など)
- ②主たる事業名および保険料算出の基礎における割合
- ③「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は営業または事業のための契約となるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 保険金受取人

注意喚起情報

この保険は企業などがご契約者および死亡補償保険金受取人となり、従業員などを補償対象者とする保険です。ご契約締結時には、補償対象者が契約内容に同意されていることを確認するために、補償対象者代表の署名・捺印をいただきます。また、ご契約者から、補償対象者のご家族などに対し、保険の加入についてご説明ください。災害死亡保険金支払特約をセットされる場合は、「災害補償規定等による災害死亡保険金受取人指定に関する特約」が自動的にセットされます。保険契約者を保険金受取人とすることおよび保険金を代替雇用費用などに充当することについて、必ず被保険者の同意を得てください。(補償対象者に周知のうえ、補償対象者代表の署名・捺印をいただきます。)

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

●ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。通知された内容によっては、保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①法定外補償規定を新設または変更した場合
- ②分離・分社化、合併、法人成りなどで保険料算出基礎(売上高・外注費など)に変更が生じた場合
- ③主たる事業名および保険料算出の基礎における割合に変更が生じた場合

●ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

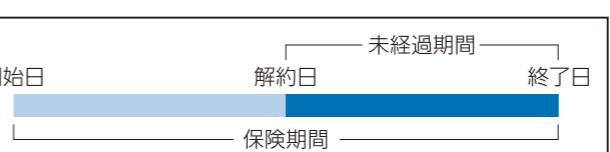
ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。

●解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

●保険期間中の売上高などの予想数字に基づく暫定保険料でご契約いただいた場合は、解約の際に決算報告書などの必要書類をご提出いただきます。その書類に記載された売上高などの金額に基づいて算出された確定保険料(確定保険料が弊社の定める最低保険料に達しない場合は最低保険料)と、既に領収した暫定保険料との差額を精算(確定精算)させていただきます。確定した売上高などの金額が見込売上高などの金額を下回る場合でも、保険料の返還が発生しないことがありますので、あらかじめご了承ください。



(注)解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL:https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/b/)をご覧いただき、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの特約の解約

注意喚起情報

災害死亡保険金支払特約、疾病入院医療保険金支払特約、疾病入院療養一時金支払特約、疾病入院医療費用補償特約、がん通院治療費用支援特約において、被保険者をご契約者以外とする場合で、一定の条件に該当するときは、その被保険者はご契約者に對してこれら特約^(*)の解約を求めることができます。被保険者からの解約請求があつた場合には、すみやかに取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

(*)その被保険者に係る部分に限ります。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象^(※1)となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(※1) 保険契約者が個人または小規模法人^(※2)である場合に限り補償されます。

(※2) 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)

(4) 継続契約について

- 保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- 弊社が、補償内容・保険料率などを改定した場合、改定日以降を保険期間の開始日とする継続契約には、その保険期間の開始日における普通保険約款・特約、保険料率などが適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

確定精算、保険証券の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間: 平日 午前9時~午後6時
土・日・祝日 午前9時~午後5時
(年末年始を除きます。)

- ご不満・ご意見のお申出は
お客様の声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間: 午前9時~午後6時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)>
※ IP電話からは03-4332-5241
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時~12時、午後1時~5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<http://www.hoken-ombs.or.jp>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

ご契約内容に関する確認について

A 保険料割引制度について

お申し込みいただく保険契約に以下の保険料割引制度を適用できる場合がありますのでご確認ください。
具体的な適用条件、適用の可否、割引率などにつきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご照会ください。

割引制度	概要
事業者数割引	団体契約(マスター保険契約方式)でお申し込みいただく場合で、ご加入者数(正味事業者数)が5事業者以上であるご契約について、事業者数に応じた割引率を適用します。

B 団体契約(マスター保険契約方式)および集団扱契約について

団体契約(マスター保険契約方式)および集団扱契約でお申し込みいただく場合は、ご契約者が以下の表に記載の「ご契約者となる団体(概要)」のいずれかに該当し、また、ご加入者(事業者)が以下の表の「ご加入者(事業者)の範囲(概要)」に該当することをご確認ください。

	ご契約者となる団体(概要)	ご加入者(事業者)の範囲(概要)
団体契約 (マスター保険契約方式)	①連鎖店・フランチャイズチェーン・特約店会 ②商店会・専門店会・法律に基づく団体・有資格者団体 (全国組織の団体を除きます。) ③同一企業の下請業者および請負業者によって組織された団体 ④同一業種の事業者によって組織された団体(事業者の営利・非営利は問いません。) ⑤上記のいずれにも属さない団体(業種横断的な団体を除きます。)	ご契約者(団体)の構成員
集団扱契約	①連鎖店・フランチャイズチェーン・特約店会 ②商店会・専門店会・法律に基づく団体・有資格者団体 (全国組織の団体を除きます。) ③同一企業の下請業者および請負業者によって組織された団体 ④同一業種の事業者によって組織された団体(事業者の営利・非営利は問いません。)	